

2024年度 大阪大学大学院法学研究科研究生出願要項

1. 出願資格

- (1) 修士の学位を有する者及び入学日の前日までに修士の学位を有する見込みの者
- (2) 教授会の議を経て研究科長が上記(1)と同等以上の学力があると認めた者

2. 出願に係る内諾について

出願には、あらかじめ、指導を希望する教員の内諾を得ておく必要があります。ただし、教員に直接メール等をして内諾を求めることはできません。

【海外の大学を卒業した方】

海外の大学を卒業した方が内諾を得るためには、アドミッション支援デスク（Admissions Assistance Desk、以下「AAD」）に申請する必要があります。詳細は次のとおりです。

大阪大学では、本学に研究生または大学院生として入学を希望する方のうち、海外の大学を卒業した方（卒業見込みの方も含む）のために、AADを用意しています。

法学研究科では、海外の大学を卒業した方（卒業見込みの方も含む）の研究生出願を正確にかつ効率的にするために、AADへの申請を必須とします。まずは、AADに申請し、AADを通じて、指導を希望する教員からコンタクトの許可を得てください。許可を得たのち、教員とコンタクトを取り、受け入れの内諾を得てください。なお、AADはあくまでも教員からコンタクトの許可を得るためのものであり、入学試験ではありません。

アドミッション支援デスク（AAD）

日本語 <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/inbound/dragongate>

英語 <https://www.osaka-u.ac.jp/en/international/inbound/dragongate>

注意事項：

・指導を志望する教員からコンタクトを許可されてもそれが受け入れの内諾を意味するものではなく、その後教員とのやり取りを経て、受け入れの内諾が得られるかが決まります。

【日本の大学を卒業した方】

日本の大学を卒業した方（卒業見込みの方も含む）は、教務係宛（送信先：houkou-hougakukyomu@office.osaka-u.ac.jp）にメールで出願書類を提出し、指導を希望する教員の内諾についてご相談ください。（メール送信時点では検定料を納入しないでください。）

3. 入学日及び在学期間

在学期間は、2024年4月1日もしくは2024年10月1日から2025年3月31日とします。

なお、研究上必要と認められた場合は、在学期間の延長を認めることがあります。

また、研究生が「留学」の在留資格を持つことができる期間は、他大学での研究生在学期間も含め、原則2年間までです。特別な事情がある場合は、事前に出入国在留管理局にご相談ください。

4. 出願書類

出願者は検定料をお支払いいただいた後に、次の書類をまとめてPDFにして提出してください。

出願に際して、証明書や推薦書は、日本語又は英語で記載されたものを提出して下さい。

日本語又は英語で記載された証明書等の提出ができない場合は、理由とともに、事前に法学研究科教務係

に相談すること。

- (1) 入学願書（本研究科所定用紙）
<http://www.law.osaka-u.ac.jp/graduate/entrance/info.html> からダウンロードください。
指導教員の内諾を証明するメール等を PDF にしたのも添えること。
- (2) 出身大学院の修了（見込）証明書及び学業成績証明書
- (3) 写真（縦 4.5 センチ、横 3.5 センチ、上半身、無帽、無背景で 3 ヶ月以内に撮影した写真（加工は不可）を、本研究科所定の入学願書に貼付してください。）
- (4) 研究計画書（2,000 字程度。法学研究科でどのような研究をしたいのか、すでに学んだ専門知識と法学・政治学の研究との関連性、将来計画等を出願者本人が日本語で書いてください。）（様式自由）
- (5) 日本語の能力についての証明書の写し又は日本語を学習した機関又は教師による証明
日本語能力試験において N1 もしくは N2 の認定を得ている場合は、日本語能力試験の認定書及び「認定結果及び成績に関する証明書」の写しを提出してください。*外国人留学生のみ
- (6) 検定料 9, 800 円

下記①②のいずれかの方法で納入してください。外国から納入する場合は、②の方法をご利用ください。振込みやシステム利用にかかる手数料は振込人負担です。

この検定料は 2024 年 3 月までの金額であり、改定されることがあります。

①所定の振込依頼書による納入	切手を添付した返信用封筒を同封の上、所定の用紙を出願前にあらかじめ法学研究科教務係へ請求してください。 所定の用紙に必要な事項を記入して必ず金融機関窓口で振り込んでください。ただし、ゆうちょ銀行・ATM からの振込みはできません。また、現金や郵便普通為替での支払いもできません。 振込依頼書のご依頼人氏名欄に必ず出願者本人の氏名を記入してください。整理番号欄は記入不要です。 振込後、領収印を受けた納入証明書を PDF にして提出してください。
②検定料納入システムによる納入	大阪大学大学院法学研究科ホームページ (http://www.law.osaka-u.ac.jp/graduate/entrance/info.html) に掲載されている「検定料納入システムによる検定料の納入手続について（研究生）」を参照し、検定料納入後、「検定料収納証明書」を PDF にして提出してください。

- (7) 出願時に日本に在住している者は、市区町村長が発行した「住民票の写し」*外国人留学生のみ
- (8) 本国政府が発行した旅券（パスポート）の写し*外国人留学生のみ
- (9) 官公庁、会社等に在籍中の者は所属長の出願許可書を添付してください。

5. 出願方法

- ・出願書類の受付は、メール提出によるものとします。

メール送信先：大阪大学大学院法学研究科 hokou-hougakuyomu@office.osaka-u.ac.jp

- ・出願期間：

【海外の大学を卒業した方】

海外の大学を卒業した方（卒業見込みの方も含む）は入学希望日の 6 ヶ月前までの 2 ヶ月間に AAD に申請し、指導を希望する教員の内諾を得て、4 ヶ月前までの 2 ヶ月間に出願してください。

【日本の大学を卒業した方】

日本の大学を卒業した方（卒業見込みの方も含む）は入学希望日の6ヶ月前までの2ヶ月間に教務係宛にメールで連絡し、指導を希望する教員の内諾を得て、4ヶ月前までの2ヶ月間に出願してください。（メール送信時点では検定料を納入しないでください。）

【4月1日入学】

AAD 申請期間/教務係メール連絡期間：8月1日～9月30日、出願期間：10月1日～11月30日

【10月1日入学】

AAD 申請期間/教務係メール連絡期間：2月1日～3月31日、出願期間：4月1日～5月31日

・出願期間後に到着したものは受理しません。

6. 選考方法

書類審査の上、本研究科教授会の議を経て研究科長が合否を決定します。

なお、審査のため、必要と認める書類の追加提出を求めること、担当教員の面接等を実施することがあります。

7. 合格者発表

合格者決定後、合格者には合格通知書及び入学手続書類を送付します。

8. 入学手続及び納入金

入学手続は、入学手続案内時に通知する期間内に法學研究科教務係で行ってください。

郵送により入学手続を行う場合は、書留郵便によるものとし、入学手続期間内必着とします。

年度末の場合は入学手続期間が短くなりますので、あらかじめご了承ください。

(1) 納入金 入学料 84,600円

授業料 半年分 173,400円 前納（年額 346,800円）

なお、入学料は入学手続期間内に、授業料は春・夏学期分を2024年5月末日までに、秋・冬学期分を2024年11月末日までに、本研究科所定の振込用紙により金融機関から振り込んでください。（年度途中入学者の授業料金額は、別に指定します。）

(2) 所定の期間内に入学手続を行わない場合は、入学を辞退したものと取り扱います。

9. 個人情報の取扱い

(1) 出願時に提出された氏名、住所、その他の個人情報については、入学者選抜（出願処理、選抜試験実施）、合格発表及び入学手続等の入試業務を行うために利用します。

なお、入学者については、教務（学籍管理、修学指導等）、学生支援（健康管理、奨学援助支援、就職支援等）及び授業料収納に関する業務を行うためにも利用します。

(2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入試結果の集計・分析及び入学者選抜方法の調査・研究のために利用します。

(3) 上記の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の業者に委託する場合があります。

この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだ上で、当該事業者に対して、提出された個人情報の全部又は一部を提供します。

10. 注意事項

- (1) 出願手続後は、出願書類の記載事項の変更はできません。特に研究テーマ、指導教員については今後の進路等とも深く関わりますので、くれぐれも慎重にご検討ください。
- (2) 既納の検定料は次の場合を除き返還しません。
 - ① 出願したが受験資格がなかった場合
 - ② 出願書類受理期限後に出願書類が本研究科に到着した場合
 - ③ 出願書類に不備があり、受理されなかった場合
 - ④ 検定料を払い込んだが、本研究科に出願しなかった場合
 - ⑤ 検定料を誤って二重に払い込んだ場合なお、上記の場合は、検定料の返還請求を行ってください〔(3) 参照〕。
- (3) 検定料返還請求の方法
検定料返還を希望する者は、末尾の【問い合わせ先】にお問い合わせください。
- (4) 入学料及び授業料は改定されることがあります。
- (5) 研究生は入学料及び授業料の免除制度の対象となりません。
- (6) 研究生が年度途中で退学する場合は、希望する1ヶ月前に所定の退学願を提出してください。
- (7) 研究生が民間の奨学金を受けることはきわめて困難です。
- (8) 研究生は、学割（学校学生生徒旅客運賃割引証）及び通学定期乗車券を利用することはできません。

【問い合わせ先】

大阪大学大学院法学研究科

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1番6号

TEL : 06-6850-6942 (直通)

E-mail: hokou-hougakukyomu@office.osaka-u.ac.jp

(電 車) 阪急電鉄宝塚線 石橋阪大前駅下車 南東へ徒歩約20分

(モノレール) 大阪モノレール 柴原阪大前駅下車 北西へ徒歩約10分

URL : <http://www.law.osaka-u.ac.jp/>